令和7年3月検針分（4月請求分）から

問 下水道課 ☎ 85・1173

下水道使用料を改定します

ID 47115

本市は、平成12年の下水道使用料改定以来、24年にわたり現在の下水道使用料で事業を運営してきましたが、令和7年3月検針分より改定を行います。将来にわたり安定した下水道サービスを提供するためにも、ご理解をお願いいたします。

改定の背景

下水道の汚水処理費用は、本来、使用者からの使用料で100％を賄わなければならないところ、現在65％程しか賄えていません（令和4年度数値）。

不足分については、税金で補填を行っていますが、この税金には下水道を使用していない方が納めている税金も含まれています。

そこで、**経費回収率が約80％**となるよう、下水道使用料を改定します。

将来的には経費回収率が100％となるよう使用料改定を行っていく予定です。

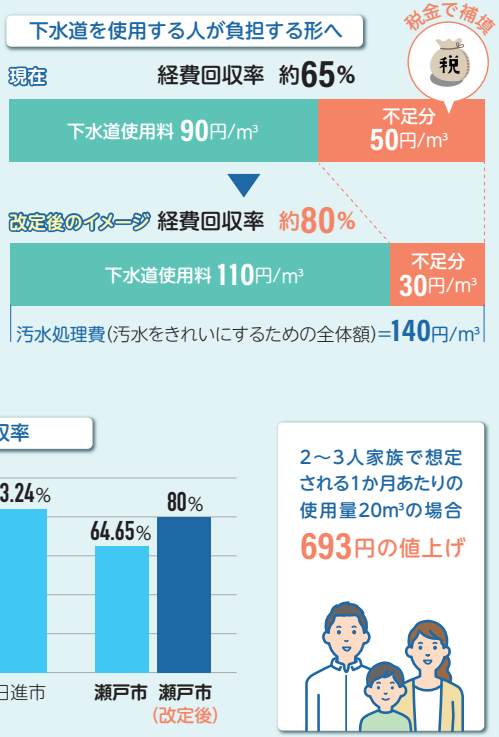

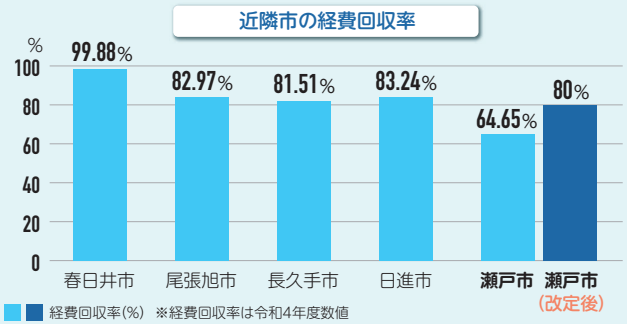

2～3人家族で想定される1か月あたりの使用量20m³の場合

693円の値上げ

改定内容のポイント

- これまでは、2か月あたり20m³までが基本使用料に含まれていましたが、改定後は1m³から使用水量に応じて従量使用料が発生します。
- 1m³あたりの単価を見直します。

【改定前】 1期（2か月）につき （税込）

用途	基本使用料	超過使用料/m³ 使用水量	超過使用料/m³ 金額
一般用	1,650円（～20m³まで）	21～40m³	93.5円
		41～100m³	104.5円
		101～200m³	115.5円
		201m³～	121円
公衆浴場用	990円（～20m³まで）	21m³～	55円

【改定後】 1期（2か月）につき （税込）

用途	基本使用料	従量使用料/m³ 使用水量	金額	増加額
一般用	1,650円 ~~（～20m³まで）~~	1～8m³	22円	---
		9～20m³	55円	---
		21～40m³	121円	27.5円
		41～100m³	132円	27.5円
		101～200m³	143円	27.5円
		201m³～	148.5円	27.5円
公衆浴場用	990円 ~~（～20m³まで）~~	1m³～	66円	--- 11円

●下水道使用料の計算方法

計算例：2か月で水量40m³使用した場合

基本使用料 1,650円 ＋ 従量使用料 [8m³×22円]＋[12m³×55円]＋[20m³×121円] ＝ 下水道使用料 4,906円

お知らせ・イベント

下水道を利用する際のお願い

安全で安定した下水道サービスを提供できるよう、下記にご協力ください。

下水道の正しい使い方

- 野菜くずや残飯、油類などを台所のシンクに流さない
- 水洗トイレに水に溶けない紙や紙おむつ、タバコ、ガムなどを流さない
- マンホールに土砂や廃油などを捨てない
- ガソリンやアルコール類など危険物を流さない

下水道の日「パネル展示」

9月10日は下水道の日

日時：8月24日（土）～9月4日（水） 午前8時30分～午後9時30分

場所：パルティせと 3階 交流広場

せと下水スイスイフェア

クイズに答えて野菜をGET!

問 浄化センター管理事務所 ☎ 21・2206

日時：10月12日（土）※雨天19日（土）に延期
一部：午前10時～11時30分
二部：午後1時～2時30分

場所：水野浄化センター

対象：小学生以下と保護者

定員：各部50人（抽選）

内容：
- 下水処理場バックステージツアー&クイズラリー
- 下水道配管イメージ展示
- メダカ・金魚すくい
- ノベルティ浮き玉絵付け体験

参加費：無料（体験は一部有料）

申込締切：9月20日（金）

マスコットキャラクター スイスイ

詳細・申込はホームページで